## 商品概要説明書

## 貯蓄貯金

(平成25年1月1日現在)

商品名 ・貯蓄貯金 ・個人のみ ・期間 ・期間の定めはありません。	最終々の日割
期 間 ・期間の定めはありません。	最終々の日割
(2) 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (2) 預入金額 (1) 週入単位  私戻方法 利 息 (1) 適用金利 (1) 適用金利 (1) 適用金利 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (2) 利払頻度 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税 金 (4) 税 金 (4) 税 金 (5) 金利情報の入手方法 (5) 金利情報の入手方法 (5) 金利情報の入手方法 (6) 金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。 (6) 金利情報の入手方法 (7) 金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。 (8) 金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。 (9) 金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。 (1) 金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。 (2) ペ (国税15% の分離課税となります。 ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間は、20.315% (国税15.地方税5%)の分離課税となります。 ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間は、20.315% (国税15.地方税5%)の分離課税となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。 (5) 金利情報の入手方法 (6) 金利情報の入手方法 (7) 金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。 (5) 金利情報の入手方法 (6) 金利情報の入手方法 (7) 金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。 ・マル優 (障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができます。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	最終々の日割
(1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位 ・1 円以上 ・1 円単位 ・ 1 円単位 ・ 1 円以上 ・1 万円以上 ・1 万円、表満 ・10 万円、大力 ・10 万円、未満 ・10 万円、大力 ・2 の番組階層別金和設定を行い、毎日の ・2 の名額階層の和率を適用します(変動金和)。 ・毎日の最終残高 1,000 円以上について付利単位を 1 円として 1 年を 365 日とする ・計算をします。 ・20%(国税 15%、地方税 5%)※の分離課税となります。 ・※平成 25 年 1 月 1 日から平成 49 年 12 月 31 日までの間は、20.315%(国税 15. 地方税 5%)の分離課税となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。 ・キャッシュカードによる預入・払戻等の際に当会およびオンライン提携金融機長 所定の手数料がかかることがあります。 ・マル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができます。 ・普通貯金との間で資金を移動させるスウィングサービスの取扱いができます。 ・金保険制度 ・公的制度 ・保護対象 ・は対象 ・は対象・当該貯金と除(他の貯金等(全額保護される貯金保険法第 51 に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本 1,000とその利息が貯金保険により保護されます。  苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきまし	最終の日割
(2) 預入金額 (3) 預入単位 ・1円以上 ・1円単位 ・1円単位 ・1円単位 ・1円単位 ・1円以上10万円未満、10万円以上30万円未満、30万円以上50万円未満、50以上100万円未満、100万円以上の5段階の金額階層別金利設定を行い、毎日の残高が各々の金額階層に該当する期間について、該当期間における店頭表示の名金額階層の利率を適用します(変動金利)。 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 ・毎日の最終残高1,000円以上について付利単位を1円として1年を365日とする計算をします。 ・毎日の最終残高1,000円以上について付利単位を1円として1年を365日とする計算をします。 ・20%(国税15%、地方税5%)※の分離課税となります。 ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間は、20.315%(国税15.地方税5%)の分離課税となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。 ・キャッシュカードによる預入・払戻等の際に当会およびオンライン提携金融機長所定の手数料がかかることがあります。 ・ヤッシュカードによる預入・払戻等の際に当会およびオンライン提携金融機長所定の手数料がかかることがあります。 ・マル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができます。普通貯金との間で資金を移動させるスウィングサービスの取扱いができます。・普通貯金との間で資金を移動させるスウィングサービスの取扱いができます。・普通貯金との間で資金を移動させるスウィングサービスの取扱いができます。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	最終々の日割
(2) 預入金額 (3) 預入単位 ・1円以上 ・1円単位 払戻方法 ・随時払い戻しできます。  利 息 (1) 適用金利 ・1円以上10万円未満、10万円以上30万円未満、30万円以上50万円未満、50以上100万円未満、100万円以上の5段階の金額階層別金利設定を行い、毎日の残高が各々の金額階層に該当する期間について、該当期間における店頭表示の名金額階層の利率を適用します(変動金利)。 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 ・毎年2月と8月の当会所定の日に支払います。 ・毎年2月と8月の当会所定の日に支払います。 ・毎日の最終残高1,000円以上について付利単位を1円として1年を365日とする計算をします。 ・20%(国税15%、地方税5%)※の分離課税となります。 ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間は、20.315%(国税15.地方税5%)の分離課税となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。 ・参利は店頭の金利表示ボードに表示しています。 ・キャッシュカードによる預入・払戻等の際に当会およびオンライン提携金融機長所定の手数料がかかることがあります。 ・ヤッシュカードによる預入・払戻等の際に当会およびオンライン提携金融機長所定の手数料がかかることがあります。 ・イルできる特約事項 ・マル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができます。普通貯金との間で資金を移動させるスウィングサービスの取扱いができます。・普通貯金との間で資金を移動させるスウィングサービスの取扱いができます。・普通貯金との間で資金を移動させるスウィングサービスの取扱いができます。・「規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000とその利息が貯金保険により保護されます。  苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきまし	最終々の日割
(3) 預入単位 払戻方法 ・随時払い戻しできます。  利 息 (1) 適用金利 ・1 円以上 10 万円未満、10 万円以上 30 万円未満、30 万円以上 50 万円未満、50 以上 100 万円未満、100 万円以上の5 段階の金額階層別金利設定を行い、毎日の残高が各々の金額階層に該当する期間について、該当期間における店頭表示の名金額階層の利率を適用します(変動金利)。 ・毎年2 月と8 月の当会所定の日に支払います。 ・毎日の最終残高 1,000 円以上について付利単位を1 円として1 年を 365 日とする計算をします。 ・20%(国税 15%、地方税 5 %)※の分離課税となります。※平成 25 年 1 月 1 日から平成 49 年 12 月 31 日までの間は、20.315%(国税 15.地方税 5 %)の分離課税となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。 ・キャッシュカードによる預入・払戻等の際に当会およびオンライン提携金融機長所定の手数料がかかることがあります。 ・マル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができます。普通貯金との間で資金を移動させるスウィングサービスの取扱いができます。・普通貯金との間で資金を移動させるスウィングサービスの取扱いができます。・「保護対象 ・保護対象 ・保護対象 ・保護対象 ・おります。 ・おります。・「規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本 1,000とその利息が貯金保険により保護されます。 ・苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきまし	最終々の日割
<ul> <li>・ 随時払い戻しできます。</li> <li>利 息         <ul> <li>(1)適用金利</li> <li>・ 1 円以上 10 万円未満、10 万円以上 30 万円未満、30 万円以上 50 万円未満、50 以上 100 万円未満、100 万円以上の 5 段階の金額階層別金利設定を行い、毎日の</li></ul></li></ul>	最終々の日割
(1) 適用金利	最終の日割
<ul> <li>(1)適用金利</li> <li>・1円以上10万円未満、10万円以上30万円未満、30万円以上50万円未満、50以上100万円未満、100万円以上の5段階の金額階層別金利設定を行い、毎日の残高が各々の金額階層に該当する期間について、該当期間における店頭表示の名金額階層の利率を適用します(変動金利)。</li> <li>(2)利払頻度</li> <li>(3)計算方法</li> <li>・毎年2月と8月の当会所定の日に支払います。</li> <li>・毎日の最終残高1,000円以上について付利単位を1円として1年を365日とする計算をします。</li> <li>・20%(国税15%、地方税5%)※の分離課税となります。※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間は、20.315%(国税15.地方税5%)の分離課税となります。</li> <li>(5)金利情報の入手方法</li> <li>・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。</li> <li>手数料</li> <li>・キャッシュカードによる預入・払戻等の際に当会およびオンライン提携金融機関所定の手数料がかかることがあります。</li> <li>・マル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができます。普通貯金との間で資金を移動させるスウィングサービスの取扱いができます。普通貯金との間で資金を移動させるスウィングサービスの取扱いができます。普通貯金との間で資金を移動させるスウィングサービスの取扱いができます。</li> <li>貯金保険制度(公的制度)</li> <li>・保護対象</li> <li>当該貯金は当会の譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000とその利息が貯金保険により保護されます。</li> <li>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきまし</li> </ul>	最終の日割
<ul> <li>(3) 計算方法</li> <li>・毎日の最終残高1,000円以上について付利単位を1円として1年を365日とする計算をします。</li> <li>(4) 税 金</li> <li>・20% (国税15%、地方税5%) ※の分離課税となります。 ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間は、20.315% (国税15.地方税5%) の分離課税となります。</li> <li>(5)金利情報の入手方法</li> <li>・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。</li> <li>手数料</li> <li>・キャッシュカードによる預入・払戻等の際に当会およびオンライン提携金融機関所定の手数料がかかることがあります。</li> <li>・マル優 (障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができます。</li> <li>・普通貯金との間で資金を移動させるスウィングサービスの取扱いができます。</li> <li>・保護対象</li> <li>当該貯金は当会の譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51億に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000とその利息が貯金保険により保護されます。</li> <li>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきまし</li> </ul>	
(4) 税 金	
<ul> <li>※平成 25 年 1 月 1 日から平成 49 年 12 月 31 日までの間は、20.315% (国税 15.地方税 5%) の分離課税となります。</li> <li>・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。</li> <li>・キャッシュカードによる預入・払戻等の際に当会およびオンライン提携金融機関所定の手数料がかかることがあります。</li> <li>・マル優 (障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」) の取扱いができます・普通貯金との間で資金を移動させるスウィングサービスの取扱いができます。</li> <li>・保護対象         <ul> <li>・保護対象</li> <li>当該貯金は当会の譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51億に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本 1,000とその利息が貯金保険により保護されます。</li> </ul> </li> <li>苦情処理措置および</li> <li>芸情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。) につきまし</li> </ul>	15%、
手 数 料  ・キャッシュカードによる預入・払戻等の際に当会およびオンライン提携金融機関所定の手数料がかかることがあります。 ・マル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができます。 ・普通貯金との間で資金を移動させるスウィングサービスの取扱いができます。 ・保護対象  (公的制度)  ・保護対象  当該貯金は当会の譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51 に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本 1,000とその利息が貯金保険により保護されます。  苦情処理措置および  苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。) につきまし	
所定の手数料がかかることがあります。	
付加できる特約事項 ・マル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができます。 ・普通貯金との間で資金を移動させるスウィングサービスの取扱いができます。  貯金保険制度 (公的制度) ・保護対象 当該貯金は当会の譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51%) に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本 1,000とその利息が貯金保険により保護されます。  苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきまし	等の
・普通貯金との間で資金を移動させるスウィングサービスの取扱いができます。  貯金保険制度 (公的制度) ・保護対象 ・協設する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本 1,000とその利息が貯金保険により保護されます。  苦情処理措置および  苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。) につきまし	
(公的制度) 当該貯金は当会の譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51%に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本 1,000とその利息が貯金保険により保護されます。 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきまし	
とその利息が貯金保険により保護されます。 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。) につきまし	
苦情処理措置および 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。) につきまし	万円
	1.+
	6 2
6-8726) または総務企画部リスク管理班(電話:019-6	
-8707)にお申し出ください。当会では規則の制定など苦情等 処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を	
ます。	<i>&gt;</i> + +□
また、岩手県農業協同組合中央会が設置・運営する岩手県 J A バン 談所(電話:019-626-8128)でも、苦情等を受け付け ります。	
紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は,次の機関をできます。上記当会総務企画部リスク管理班または岩手県JAバン談所にお申し出ください。	
仙台弁護士会紛争解決支援センター(JAバンク相談所を通じて 利用となります。上記岩手県JAバンク相談所にお申し出くださ	
その他参考となる事項 ・公共料金等の自動支払、および給与・年金・配当金・公社債元利金等の自動受取 はご利用できません。	
・総合口座の取扱いはできません。	りに
・通帳に記帳いただいていない明細が、月末時点で 50 件以上あり、翌月 17 日まで 帳の状態が続いた場合は、それら未記帳の明細を合計して記帳させていただき	りに

詳しくは窓口にお問い合わせください。